

臨床工学技士の業務  
「血液浄化療法で働く臨床工学技士の業務」

血液浄化部会代表

植木隼人

昭和62年6月に臨床工学技士法が制定され昭和63年4月より施行されました。今日臨床工学技士の業務は多種多様にわたっておりますが、血液浄化部門での業務の紹介をしたいと思います。和歌山県下での血液浄化部門では血液透析療法が主になるかと思えます。日本透析医学会2008年統計調査では全国の透析患者数は28万2622人（人口100万対比2213人）451人に一人が透析療法を受けていることとなります。和歌山県でも2864人が血液透析や腹膜透析を受けています。

透析室での臨床工学技士業務は安全に透析療法を受けていただけるよう、治療中の透析監視装置の操作技術と作動状況点検そして治療時間以外でも透析監視装置・透析液供給装置・RO装置の保守点検管理が主となります。また透析液清浄の管理や透析関連機器の消毒液の選択も重要な業務となります。その他にも患者さんの検査データ管理や患者さんのデータと病態を把握し適切な人工腎臓（ダイアライザ）の選択や透析治療の方法などを医師や看護師を含めチーム医療の一員として考えて行くことも重要です。

血液浄化療法の業務としては、アフェレイシス療法もあります。アフェレイシスとはギリシャ語で「分離」を意味します。生体内のさまざまな血液関連因子を分離除去することを目的とします。その他にも集中治療室でのCHF・CHDFや手術中の透析療法の併用など血液浄化部門で活躍する臨床工学技士業務は広範囲にわたります。